明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報

（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔省　令〕
○学校教育法施行規則の一部を改正する省令（**文部科学**二〇）　二
〔告　示〕
○幼稚園教育要領の全部を改正する件（**文部科学**六二）　三
○小学校学習指導要領の全部を改正する件（**同**六三）　一四
○中学校学習指導要領の全部を改正する件（**同**六四）　一四
○道路に関する件（**東北地方整備局**一一一～一三五）　二〇五
○道路に関する件（**関東地方整備局**一二三、一二六、一二八～一三〇、一四一～一四六、一五二、一五五～一五七、一五九～一六四）　二〇八
○都市計画に関する件（**同**一二四、一二五、一二七、一三一～一四〇、一四七～一五一、一五三、一五八）　二一三
○土地収用法の規定に基づき事業の認定をした件（**同**一五四）　二一三
○道路に関する件（**北陸地方整備局**三二～三八）　二二五
○道路に関する件（**中部地方整備局**四〇～四五、四九～五三）　二二六
○都市計画に関する件（**同**四六～四八）　二二六
○都市計画に関する件（**近畿地方整備局**七九）　二二七
○自動車専用道路に関する件（**同**八〇）　二二八
○道路に関する件（**同**八一～一〇九）　二二八
○道路に関する件（**中国地方整備局**三一～三三）　二三三
○吉野川水系に係る指定区間外の一級河川に関する件（**四国地方整備局**三〇）　二三三
○道路に関する件（**同**三一～三四）　二三三
○道路に関する件（**九州地方整備局**九四～九六）　二三三
○道路に関する件（**北海道開発局**七八～八五）　二三五
○石狩川水系永山新川及び牛朱別川（左岸　旭川市東旭川町東桜岡四百五十五番一地先から旭川市永山町十四丁目二百十八番二十一地先まで、右岸　上川郡当麻町七千四十六番五地先から旭川市永山町十五丁目百四十七番一地先まで）に係る洪水浸水想定区域、浸水した場合に想定される水深及び浸水の継続時間について定めた件（**同**八六）　二三五
○沙流川水系沙流川に係る洪水浸水想定区域、浸水した場合に想定される水深及び浸水の継続時間の変更に関する件（**同**八七）　二三五
○道路に関する件（**沖縄総合事務局**一四、一五）　二三五
○都市計画に関する件（**同**一六）　二三五
〔官庁報告〕
官庁事項
東北地方整備局公示（東北地方整備局）　二三五
関東地方整備局公示（関東地方整備局）　二三六
中部地方整備局公示（中部地方整備局）　二三六
近畿地方整備局公示（近畿地方整備局）　二三七
中国地方整備局公示（中国地方整備局）　二三七
四国地方整備局公示（四国地方整備局）　二三七
北海道開発局公示（北海道開発局）　二三七
〔公　告〕
諸事項
官庁
適格機関投資家、基本測量関係事項、一級建築士の免許の取消し関係　二三八
裁判所
破産、免責、再生関係　二三一
特殊法人等
独立行政法人国立文化財機構出品預証書紛失に伴う証書の無効、公文書等の管理に関する独立行政法人国際観光振興機構、料金の額及び徴収期間の変更（東日本高速道路株式会社・中日本高速道路株式会社・西日本高速道路株式会社・阪神高速道路株式会社）、中日本高速道路株式会社工事区間変更、社会保険労務士名簿登録・登録の抹消・紛争解決手続代理業務の付記、農林漁業団体職員共済組合役員就任並びに退任関係　二三八
地方公共団体
行旅死亡人、公示送達関係　二六四
会社その他
会社決算公告　二六七